

平成31年（2019年） 第4回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成31年4月18日（木） 午後2時00分～午後4時05分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	秋田 久子
教育委員	江原 礼子	教育委員	川崎かおり
教育委員	川畑 徹朗		

<事務局>

教育次長	二宮 叔枝	学事課長	蓼原 惠
教育総務部長	山中 茂	総合教育センター主幹	永嶺 香織
学校教育部長	佐藤 幸宏	こども若者企画課長	藤澤 早苗
こども未来部長	大野 浩史	幼児教育推進課長	矢田貴美代
生涯学習部長	村田 正則	教育保育課長	大村 寿一
教育長付参事	多田 勝志	社会教育課長	吉岡 督典
こども未来部参事	馬場 一憲	少年愛護センター所長	上田 誠司
学校教育部副参事	廣重久美子	博物館長	中畔明日香
総合教育センター所長	太田 洋子	人権教育室主幹	森口 真一
人権教育室長	浜田 律子	教育政策課長	木村 克治
職員課長	植松 俊二	教育政策課副主幹	石田 亮一
施設課長	宮木 哲男	教育政策課	寺内 みこ
施設課主幹	巽 正樹		

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 1名

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長（午後2時00分）

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成31年第3回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 4号の承認（専決第 6号）

日程第 4 報告第 4号の承認（専決第 7号）

日程第 5 報告第 4号の承認（専決第 8号）

日程第 6 報告第 4号の承認（専決第10号）

日程第 7 報告第 4号の承認（専決第11号）

- 日程第 8 報告第 4号の承認（専決第12号）
- 日程第 9 報告第 4号の承認（専決第13号）
- 日程第10 議案第21号の審議
- 日程第11 議案第22号の審議
- 日程第12 議案第28号の審議
- 日程第13 報告第 4号の承認（専決第 9号）
- 日程第14 報告第 4号の承認（専決第14号）
- 日程第15 議案第23号の審議
- 日程第16 議案第24号の審議
- 日程第17 議案第25号の審議
- 日程第18 議案第26号の審議
- 日程第19 議案第27号の審議

(3) 平成31年第3回定例会会議録の承認（日程第1）

平成31年第3回伊丹市教育委員会定例会（平成31年3月22日〈金〉開催）会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

教育総務部長より「4月分人事報告」・「3月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「3月分の寄附採納報告」について、こども未来部長よりこども未来部の、学校教育部長より学校教育部及び市立伊丹高等学校の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の「3月分行事実施報告」・「5月分行事実施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

江原委員 確認と質問をさせていただく。昨年度まで教育企画課が所管していた事務は、教育政策課に引き継がれたということで、これまで教育企画課が中心になって、課題別にワーキンググループでの話し合いをされていたが、今後もそのような取組を進められると理解してよいか。

山中部長 現在、教育政策課において内容等を検討しているところであり、また決まり次第ご報告させていただく。

江原委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたい。

もう1点は、6-3ページの適応教室「やまびこ館」通館児童生徒統計等について。3月末時点の在籍人数が掲載されているが、新学期を迎えての児童生徒の様子と前中学3年生の進路について教えていただきたい。

永嶺主幹 今年度から「やまびこ館」と「学習支援室」を「教育支援センター やまびこ」として統合し、同じ部屋で学習している。新中学2年生、3年生

は、4月17日現在で13名在籍している。新学期を迎えて学校に完全復帰できた生徒は1名、部分復帰の生徒は9名、学校復帰できていない生徒は3名いる。メンタルフレンドを派遣している生徒は5名おり、学校復帰できた子は0名である。

昨年度中学3年生の生徒は16名在籍していたが、進路については、公立全日制高校へ1名、公立多部制高校へ2名、私立全日制高校へ1名、私立専修学校へ5名、私立通信制高校へ7名となっている。16名全員が進路を決定し、次のステップを踏み出している。

江原委員 ありがとうございます。学校に完全復帰している生徒について、何かきっかけとなる出来事があったのか把握されている範囲で教えていただきたい。

太田所長 当該生徒は、中学1年生のときに人間関係がうまくいかない、自分の思いが叶わないということがあって、1年生の後半から欠席が多くなり、やまびこ館へ来るようになった。やまびこ館で他校の生徒と仲良くなったこと、きめこまかい学習指導を受けて学校のテストが受けられるようになったことなどにより、自信がついたように思う。そのような状況で4月になり、初めてやまびこ館の保護者会を開いたところ、保護者がわが子だけではないということに安心感を覚えたようである。2年生になり、学校に行くと新しい環境になっていて、今のところ欠席せずに登校できているということである。

江原委員 ありがとうございます。総合教育センターと学校が連携して、丁寧に支援してくださっていることに感謝する。4月からこども未来部が教育委員会の所管に入り、以前にも秋田委員がおっしゃっていたが、不登校の生徒が学校を卒業した後の関わりについて、今後、縦にも横にも連携を深め、充実していかななくてはいけないと思った。

秋田委員 教育長報告の内容ではないが、事務局で作成している学校園一覧について、提案させていただく。こども未来部が教育委員会事務局に入り、就学前から高校生まで人の成長をたどるかたちで見られるようになった。現在の学校園一覧の表記は、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園・こども園という順になっているが、「伊丹市教育委員会は、人の成長の過程を見続ける。」という意思を示すためにも、学校園一覧の表記を幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校という順にしていきたい。高校、中学校、小学校、幼稚園・こども園の順でもかまわないと思う。

山中部長 学校園一覧の表記については、昨年度まで小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園の順にして作成していた。昨年度末に保育所（園）の取扱いについて検討したが、保育所（園）はそのような名簿を対外的に

配布していないということもあり、就学前施設を除いた一覧を作成したところである。

秋田委員 いただいた学校園一覧は、下に幼稚園が記載されていた。内容のことはないが、教育委員会の姿勢を示すためにもそのようにしたほうが良いと思うので、提案させていただく。

山中部長 現在も調整しているところだが、保育所（園）が入ると1枚に収まらないので、今考えているのは、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校で1枚にして、幼稚園、こども園、保育所（園）で1枚にするというものである。また決まり次第お配りさせていただく。

秋田委員 単なる形だが、大事なことだと思うのでよろしくお願ひしたい。

山中部長 小学校、中学校は設置順になっている。今回の組織改編にあたり、就学前施設の組織順をこども園、幼稚園、保育所（園）とした。この並びで学校園一覧に掲載することを考えているが、関係部署との調整が済んでおらず、まだ検討中である。

(5) 報告第4号の承認（専決第6号）（日程第3）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第6号 伊丹市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則の制定について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、生涯学習部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第6号」を承認。

(6) 報告第4号の承認（専決第7号）（日程第4）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第7号 伊丹市立稲野公園運動施設規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立稲野公園運動施設規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、生涯学習部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第7号」を承認。

(7) 報告第4号の承認（専決第8号）（日程第5）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第8号 伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について、緊急を要し

たので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第8号」を承認。

質疑応答

秋田委員 大筋については承知したが、以前、市立伊丹高校の位置づけについて提案した。学校教育部に入れて教育委員会で情報提供すべきだと申しあげたところ、事務局から高等学校は1校だけだから別にするという回答があり、18年度から教育長報告の最終ページに掲載されることになった。そこで再度、それは改めるべきではないかと問題提起した。提案理由は、市立高校の活性化をどう進めていくかという議論を教育委員会の場でできるように、教育長報告においては高校を学校教育部が所管して定期的に状況報告していくべきだと考えられるからである。しかし今年度も、状況は変わらず、継続的に所管する部がなく学校教育部長が便宜的に行事の報告をするという内容で、冊子の最後に入っている。3月は1年の総括の時期であり、今後の施策への展望も出てくる。やはり、卒業生の様子や今の課題についての報告が必要である。1校だけだから別にしているという現状は、改める時期にあると思う。

山中部長 高等学校をはじめとする小学校、中学校の市立学校は、法律において教育機関と位置づけられている。公民館や博物館、図書館は教育機関であって、事務局に位置付けているが、学校については、まだまだ検討の余地があると考えている。国や県にも問い合わせているが、法の趣旨に照らして課題が残ることから、今後も状況を見ながら検討させていただきたい。

秋田委員 現状については理解した。1校だけだから今の位置づけになっているというのではなく、きちんと教育長の名の下で指導・助言ができる体制に整理する必要がある。

木下教育長 秋田委員のおっしゃっていることはよく分かる。組織の位置づけではなく運用面の話だと思う。俎上にあげていくことは必要だと思っている。ご意見が反映できるよう検討させていただきたい。

秋田委員 よろしくお願ひしたい。情報を共有できていなければ、議論できない。私は教育委員として4年間務めているが、情報は質問に答える形でしか提供されていない。教育委員会の視野に入りにくいという状態は、市立学校の運営、経営上適切ではないと考える。

木下教育長 組織の位置づけとは別に、教育長報告の体系については、例えば学校教育部の中に入れて情報を共有して、議論していくことが大事だという意見だと思う。

秋田委員 学校教育部の報告に小・中学校のことが入っているように、高等学校も入っているべきだということである。こども未来部が幼稚園、こども園、

保育所（園）を管理しているのと同じように。

川崎委員 私も同じ意見である。教育長報告によって様々な取組が分かる。教育委員会は合議制の執行機関であるから、事務局から適正に情報提供していただいて議論し、課題については一緒に解決していきたいと思っている。

(8) 報告第4号の承認（専決第10号）（日程第6）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第10号 事務分担の協議について」を議題とする旨の発議の後、「事務分担の協議について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第10号」を承認。

(9) 報告第4号の承認（専決第11号）（日程第7）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第11号 就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第11号」を承認。

(10) 報告第4号の承認（専決第12号）（日程第8）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第12号 伊丹市大学等入学支度金支給条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市大学等入学支度金支給条例施行規則を廃止する規則の制定について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第12号」を承認。

(11) 報告第4号の承認（専決第13号）（日程第9）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第13号 平成30年度伊丹市一般会計補正予算【教育関係費】（3月補正）の要求について」を議題とする旨の発議の後、「平成30年度伊丹市一般会計補正予算【教育関係費】（3月補正）の要求について、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第13号」を承認。

(12) 議案第21号の審議(日程第10)

木下教育長より「議案第21号 市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「通学区域の市のうち、名称を改正する市があるため、市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第21号」を可決。

(13) 議案第22号の審議(日程第11)

木下教育長より「議案第22号 伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「特別支援教育就学奨励費の額を改定するため、伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第22号」を可決。

(14) 議案第28号の審議(日程第12)

木下教育長より「議案第28号 2020(平成32)年度使用伊丹市立学校教科用図書の採択方針について」を議題とする旨の発議の後、「2020(平成32)年度に伊丹市立学校で使用する教科用図書の採択方針を定めようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第28号」を可決。

質疑応答

秋田委員 確認させていただく。小学校は全ての教科書を採択替えして、中学校と高等学校は継続使用するという理解でよいか。

廣重課長 おっしゃるとおりである。小学校は今年度全ての教科において採択替えである。中学校は新学習指導要領の実施までの間が1年だけになるので、採択替えしないこととし、高等学校は特別な事由がある場合に採択できることとしている。

秋田委員 細かくて恐縮であるが、大事なことなので確認させていただいた。

木下教育長 補足させていただくと、ポイントは2つある。1つ目は、主体的、対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」という視点で、深い学びが実現できる教科書であるかということ。2つ目は、教科書採択の公正確保ということ。平成28年度に不適切な行為があつて、兵庫県でも多くの処分者が出た。このようなことを繰り返さないために、調査員に対し行動規範の周知徹底を図る。

デジタル教科書の採用については、どのような状況か教えていただきたい。

廣重課長 昨年度、学校教育法の一部改正によりデジタル教科書が制度化された。本市の現状は、大型ディスプレイ等と併せて活用するために、指導者用のデジタル教科書を各学校の配当予算で購入しているところである。今話題になっている学習者用は、財政状況や環境整備の点で課題があることから、導入に向けての検討に時間を要すると考えている。一方、国は通知を発出しており、業者からサンプルが届くことが考えられるが広く配付されている物については、受け取って差し支えないという内容のものや、デジタル教科書の開発にあたって業者に協力する際には、適切な関係を保つよう注意が必要であるという内容のものである。事務局においては、今後見通しを立てて研究していくべき大きな課題であると認識している。

太田所長 採択替えの年に1つ購入している学校が多い。例えば英語であれば、7、8万円ぐらいで、年数が経つごとに少しずつ安くなる。最終的には4万円ぐらいになるが、かなり高額である。中学校の現状を申し上げますと、指導者用を学校配当予算で購入していて、学習者用は購入していない。しかし、次の教科書で、例えばQRコードを読み取ったら英語の発音が確認できるような仕組みも考えられていると聞いている。これから新しい教科書が示されるので、それを見て研究を進めていきたいと考えている。

木下教育長 ありがとうございます。言語活動の充実と情報教育の充実は共に大きな柱なので、デジタル教科書やICT機器の活用を進めていかななくてはならない。

秋田委員 教科書採択の公正確保については、毎年現場に周知することが必要だと思うが、どのようにされているのか。

廣重課長 国や県から今後も通知が届くと思うが、その都度現場に伝達するとともに注意を促していく。

木下教育長 二度と繰り返してはならない。よろしく願います。

(15) 報告第4号の承認(専決第9号)(日程第13)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第9号 平成31年度教育委員会事務局管理職人事異動について」を承認。

(16) 報告第4号の承認(専決第14号)(日程第14)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第14号 伊丹市青少年問題協議会委員の委嘱または任命について」を承認。

(17) 議案第23号の議決(日程第15)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第23号 学校運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(18) 議案第24号の議決(日程第16)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第24号 伊丹市教育支援委員会委員の委嘱または任命について」を可決。

(19) 議案第25号の議決(日程第17)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第25号 伊丹市奨学生選考等委員会委員の任命について」を可決。

(20) 議案第26号の議決(日程第18)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第26号 伊丹市子ども・子育て審議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(21) 議案第27号の議決(日程第19)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第27号 伊丹市社会教育委員の委嘱について」を可決。

(22) 閉会宣言

木下教育長(午後4時05分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子